

条例の施行期日等について

1 施行期日

条例の施行期日については、別紙資料8のとおり。

2 附則に規定する事項

施行期日及び検討条項のほか、次の事項について規定を設けることが考えられる。

事項	規定する内容
①準備行為	相談員の任命や協議会等の委員の選任行為などを条例の施行前に行うことができるようにする。
②助言・あっせんの申立てに関する期間の特例	助言・あっせんの体制が発足するまでの間に申立期間を経過してしまう事案について、申立期間を延長（6月）する。

※「6月」という期間については、民法における時効の停止（第158条～第160条。平成29年改正後は「時効の完成猶予」）を参考とした（民法は、時効の中断手続が困難であるケース〔未成年者等に法定代理人がない場合など〕について、6か月の猶予期間を設けている）。

3 助言・あっせんの申立てに関する期間の特例

①期間の特例を設ける理由

助言・あっせんの体制が発足するまでの間に申立期間を経過してしまう場合、申立てができなくなることを当事者の責めに帰すことができない。そのような事案については、申立期間を延長する措置を講じ、申立権を保障する。

②期間の特例のイメージ

